

令和5年広審第29号

裁 決

油送船Aかき養殖施設損傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免状 四級海技士（航海）

受 審 人 a 2

職 名 A三等航海士

海技免状 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日月日時及び場所

令和5年6月20日03時21分半少し過ぎ

広島県釣土田港

2 船舶の要目

船 種 船 名 油送船A

総 ト ン 数 7 4 9 ト ン

全 長 7 4 . 1 8 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1 , 3 2 3 キロワット

3 事実の経過

(1) 釣士田港の漁場区域

早瀬瀬戸南口にある釣士田港北部には、釣士田港釣士田防波堤灯台（以下「釣士田港灯台」という。）から282度（真方位、以下同じ。）260メートル、322度360メートル、293度820メートル、276度620メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、広島県知事から許可を受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第271号と称する漁場区域（以下「271号漁場区域」という。）が設定され、271号漁場区域の南東端には、灯器の高さが約0.29メートル、灯色が黄色、周期が4秒1閃光、光達距離が4.5キロメートルの簡易標識灯が、同区域の北東端及び南西端には、灯器の高さが約0.36メートル、灯色が黄色、周期が4秒1閃光、光達距離が5.5キロメートルの簡易標識灯がそれぞれ設置されており、同区域には周年かき筏垂下式養殖施設が敷設され、海底の錨と沈錘ワイヤと呼称される鋼索で連結されていた。

(2) 関係者の経歴等

ア a 1 受審人

a 1 受審人は、（一部省略）約10年間船長職を執っていた。

そして、a 1 受審人は、早瀬瀬戸及び釣士田港を昼夜約20回通航した経験があり、271号漁場区域の存在について詳しく承知していた。

イ a 2 受審人

a 2 受審人は、（一部省略）約 9 か月間三等航海士などに就いていた。

そして、a 2 受審人は、早瀬瀬戸及び釣土田港を日中に数回通航した経験があったものの、夜間に通航するのが初めてであり、271 号漁場区域の位置や同区域に設置されていた簡易標識灯の灯光などについて詳しく承知していなかった。

(3) 本件発生に至る経緯

A は、平成 25 年 3 月に進水した船尾船橋型鋼製油送船で、操舵室前部中央に操舵スタンドを、同部右舷側に機関制御盤を、同部左舷側に電子海図システム及びレーダー 2 台をそれぞれ備え、a 1 及び a 2 両受審人ほか 5 人が乗り組み、ガソリン及び軽油 1,990 キロリットルを積載し、船首 3.8 メートル船尾 5.0 メートルの喫水をもって、令和 5 年 6 月 19 日 13 時 00 分阪神港堺泉北区を発し、早瀬瀬戸経由で広島港第 1 区に向かった。

ところで、a 1 受審人は、船橋当直を自身、一等航海士、二等航海士及び a 2 受審人による単独 3 時間交替の 4 直制としていたほか、狭い水道通航時には在橋して操船指揮を執っていた。

a 2 受審人は、阪神港堺泉北区を発航するに当たり、271 号漁場区域の位置や設備の詳細について承知していなかったが、かき筏や同筏に設置された簡易標識灯に近寄れば判別できるものと思い、海上保安庁のホームページで 271 号漁場区域の位置や設備を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 2 受審人は、翌 20 日 02 時 30 分広島県鹿島南方沖合で前直の二等航海士から船橋当直を引き継ぎ、電子海図システム及びレーダー 2 台を作動させ、単独で操船に当たった。

a 1 受審人は、03時10分釣士田港西方沖合で、早瀬瀬戸通航に備えて昇橋し、03時17分釣士田港灯台から236度1.03海里の地点で、腹痛を感じ、間もなく同瀬戸に入航する状況であったが、a 2 受審人は早瀬瀬戸を通航した経験があったので、少しの間なら操船を任せても大丈夫だと思い、自ら操船指揮を執ることなく、降橋してトイレに行った。

a 2 受審人は、03時19分僅か過ぎ釣士田港灯台から233度1,260メートルの地点で、針路を040度に定めて自動操舵とし、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行し、03時20分少し過ぎ釣士田港灯台から240度830メートルの地点で、手動操舵に切り替え、早瀬瀬戸南口に向けて左転を開始した。

こうして、a 2 受審人は、271号漁場区域に向かって左転しながら続航し、03時21分半船首方至近に黄色の灯光を認め、右舵をとったものの、及ばず、03時21分半少し過ぎ釣士田港灯台から279度630メートルの地点において、Aは、船首が018度を向いたとき、原速力のまま、271号漁場区域に敷設されたかき養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力2の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

a 1 受審人は、トイレから操舵室に戻った後、かき養殖施設に乗り入れたことを知り、事後の措置に当たった。

その結果、Aは、球状船首及びプロペラ翼等に修理を要しない擦過傷を生じ、かき養殖施設は、かき筏に破損及び沈錘ワイヤに切損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件かき養殖施設損傷は、広島港第1区に向けて阪神港堺泉北区を発航する際、水路調査が不十分で、夜間、釣士田港において、271号漁場区域に向かって進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が自ら操船指揮を執らなかったことと、操船に当たっていた三等航海士が水路調査を十分に行わなかったこととによるものである。

a 2 受審人は、広島港第1区に向けて阪神港堺泉北区を発航する場合、271号漁場区域の位置や設備の詳細について承知していなかったのだから、海上保安庁のホームページで271号漁場区域の位置や設備を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、かき筏や同筏に設置された簡易標識灯に近寄れば判別できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、271号漁場区域に向かって左転しながら進行してかき養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

a 1 受審人は、夜間、釣士田港において、早瀬瀬戸に入航するため同港を航行する場合、自ら操船指揮を執るべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 2 受審人は早瀬瀬戸を通航した経験があったので、少しの間なら操船を任せても大丈夫だと思い、自ら操船指揮を執らなかった職務上の過失により、操船に当たっていたa 2 受審人が271号漁場区域に向かって左転しながら進行してかき養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月27日

広島地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也